

令和2年9月16日
中部地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

中部地方整備局は、一級建築士に対し 建築士法第10条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

小川 徹 （登録番号第 333557 号）

- (1) 処分をした年月日 令和2年9月9日
- (2) 処分の内容 戒告
- (3) 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（1物件）について、すみせい設計事務所（岐阜県知事登録第12449号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、工事が設計図書のとおりに行われなかった事態（北、東の既存コンクリートブロック塀（高さ1.7メートル）について、3.4メートル以下ごとに設けるべき控壁が3.4メートルを超えて設けられており、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第4号及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8第5号の規定に不適合）を生じさせた。

<問い合わせ先>

建政部 住宅整備課長 うたしろ じゅんぺい 歌代 淳平

課長補佐 かとう たかのり 加藤 賢典

電話:052-953-8574

FAX:052-953-8133